岡山大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年9月22日(金) 本部棟3階 入札室		
委員	委員阿藤俊二 (学校法人事務局長) 委員板野次郎 (弁護士) 委員小橋 仙敬 (公認会計士)		
審議対象期間	令和4年4月1日~令和5年3月31日		
抽出案件(合計)	10件(備考)		
建設工事(小計)	6 件 入札監視委員会設置要項に則り、互選		
一般競争入札(WTO)	により阿藤委員が委員長に選出された。 0 件		
一般競争入札(上記以外)	今回の審議対象期間においては、再苦 6 件 情の申し立て及び同審議依頼はなし。		
工事希望型競争入札	O件		
通常指名競争入札	0 件		
随意契約	0 件		
設計・コンサルティング業務(小計)	4 件		
公募型プロポーザル	O 件		
簡易公募型プロポーザル	2 件		
標準プロポーザル	O 件		
競争入札	1 件		
随意契約	1 件		
	意見・質問回答		
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり 別紙のとおり		
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	特になし		
<u> </u>			

別紙

岁	】 紕	
	意見・質問	回 答
	1. 岡山大学において発注した建設工事について	
	[資料1] [資料2] 特になし	
	 岡山大学において発注した設計・コンサルタント業務について [資料3] [資料4] 特になし 	
	3. 審議対象工事等に関する点検事項に ついて [資料5] 特になし	
	[資料6]資料6-1特になし	
	資料 6 - 2 特になし	
	資料 6 - 3 特になし	
	資料 6 - 4 特になし	
	資料 6 - 5 特になし	
	資料 6 - 6 特になし	
	資料6-7 平成12年及び14年に設置されてから 主要部が末整備とはどういった状況か。	定期点検はしていたが、高額な部品交換(大規模な修繕)を行っていなかった。
	4. 審議対象工事等(抽出案件) について [資料7]	
	資料 7 - 1 3 回入札したのはなぜか。	本学では慣例的に2回目で打ち切るが、2回目の応札額が予定価格に近く、先方にも応札の意思があったことから3回目を行った。
1		

トイレ他とは基本トイレだけか。

コロナ禍における値段面の影響があっ た。

資料 7-2

評価点に大きな差が出るのはどういった時か。

資料7-3

クリーンルームとは特殊か。

全体的に1社応札や不落が増えているか。

再公告は年度が変わってからか。

資料 7-4

同じ仕様における入札額の大きな金額差の原因は。

2回目の入札を辞退した理由は確認しているか。

資料7-5

見積結果が100万円ずつと小刻みな経緯は。

資料7-6

応札者が少ない原因は。

類似実績のある企業に聞き取りをするのは難しいか。

A等級の企業は入れないのか。

技術者不足は時期的な問題もあるのでは。

技術者不足の波は読めないか。

その通り。

大きな影響はなかった。

大きな所は工事成績による加点で、過去4年間の実績の有無により差が生じる。

恒温恒湿室であり特殊である。

時期的なものがある。7月は他の公共工事等と重なったことから応札者が少なかったと考えられる。

不調に終わってからすぐに再公告している。

図面における範囲外を見落としていた。

他社の 1 回目の入札額から応札できないと判断したと思われる。

業者としては少しでも多く利益を得たいから だと思われる。

企業が持っている最低ラインの中、企業努力で どこまで下げるかといった点で、小刻みとなっ たケースである。

技術者不足でもあるが、居ながら改修である 点も原因の1つと考えられる。病院という特殊 な場所であることが原因と思われる。

病院の工事実績を持った会社が少ない。工事 場所が病院である以上は、大学としては病院の 工事実績は必要である。

A等級を入れるとBC等級は入りづらくなる。

その通り。

波は読めない。

資料 7 - 7

参加表明5者で提案提出は何故2者か。

何故見積が4回か。

資料7-8

務の実績における2ポイントの差はどういした結果である。 った形でつくのか。

資料 7 - 9

特定建築物とはなにか。

1 回目で予定価格に合わせられるものな のか。工数等公表しているのか。

予定価格は落札業者の見積か。

資料7-10

少額随契はどのように契約しているか。

5. 令和4年度(令和4年4月~令和5年 3月) 指名停止について

「資料8]

特になし

6. その他 特になし

参加表明の段階では文字列(事業概要)だけで 公表している。提案の段階において、図面等を 提示したところ3者は思っていた内容と違った と判断したと思われる。

プロポーザル方式で 1 者に特定しており、ラ イバルがいないため、大きな額で入札しその後 落としていったと思われる。

技術提案書審査表の管理技術者の主要業 提案書に基づいて競争参加資格委員会で評価

建築基準法第12条に特定建築物が指定されて いる。学校や病院で2000平米以上の建物につい て特定行政庁より指定されており、3年に一度建 物の調査をする必要がある。

本業務は調査業務であり、設計の技量や創意 工夫の少ない案件である。公告をしたのち、参 加表明をいただいた業者全社から予定価格用の 見積を取得して、予定価格を決めているため。

その通り。案件によっては予定価格用の見積 より入札額を下げてくる場合もある。

仕様書を提示して、実績のある 3 者から見積 合わせをした。